

# 排水設備をつくりましょう

快適な生活環境で豊かな暮らしを  
カブトガニや海の生き物にやさしい”公共下水道”

問合せは  
下水道課  
☎2142まで

法律では、告示から3年以内に汲み取り式便所を水洗トイレに改造し、公共下水道に接続していただくことが義務づけられています。

現在、し尿処理浄化槽（単独槽・合併槽）を利用しているご家庭や工場も、し尿処理浄化槽を廃止して、直接公共下水道に流すよう改修していく必要があります。

また、処理開始区域内で、建物を新築したり増築する場合には、水洗トイレでないと建築の許可が受けられないことになります。

排水設備は遅滞なく

下水道設備を利用するためには、家庭や事業所ごとに、下水を流すための排水設備をつくらなければなりません。下水道の供用開始の告示が行われると、処理区域内の建物の所有者や使用者・占有者は、すみやかに排水設備を設置していただくことになります。

## 3年以内に改修しましょう

### 公共下水道排水設備指定工事店申請受付

公共下水道排水設備指定工事店の申請を受け付けます。

#### 指定条件

- ① 営業所が岡山県内にあること
- ② 責任技術者が1名以上専属していること
- ③ 工事に必要な設備及び機械器具を有していること
- ④ 市町村税の滞納がないこと

#### 受付期間

6月1日(木)～6月30日(金)

#### 登録手数料

10,000円

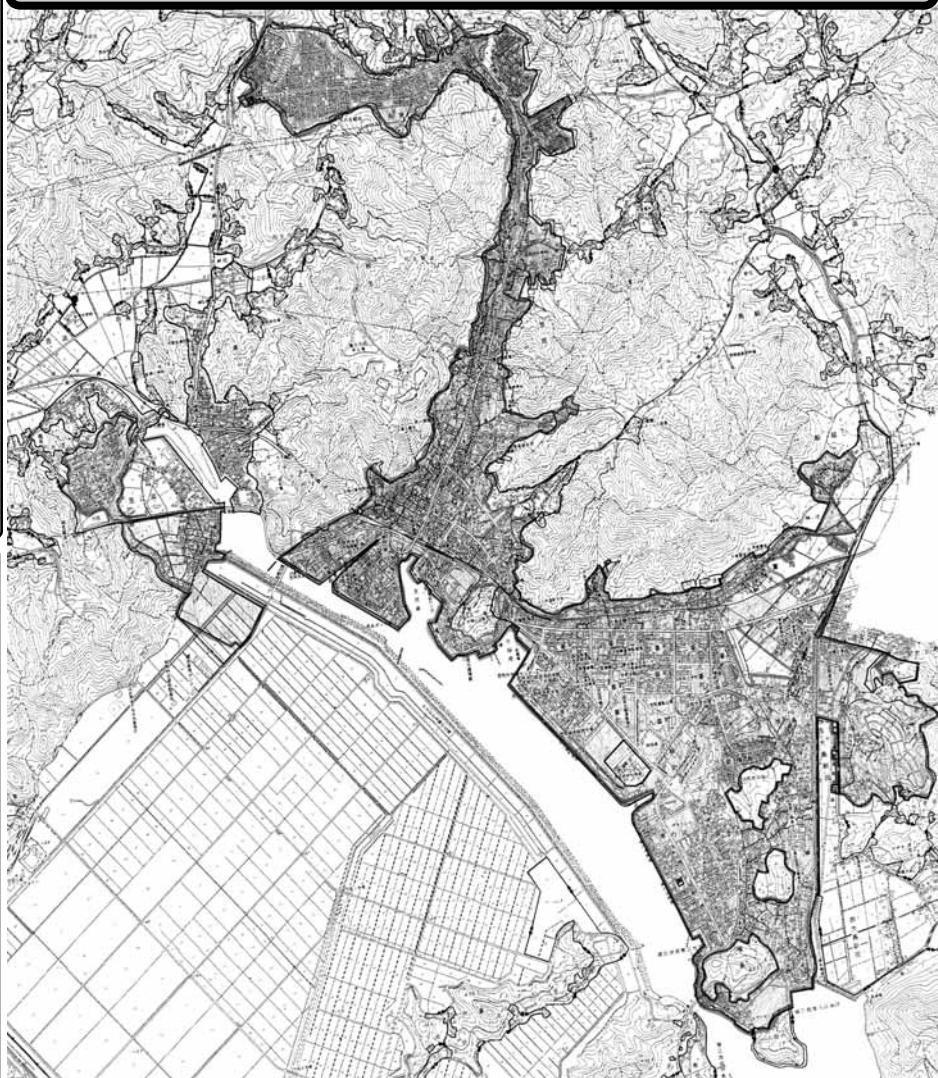
#### 申込み・問合せ

下水道課

☎69-2142

### 【下水道の利用可能な区域(処理区域)】

平成18年3月31日現在



### 合併処理浄化槽補助金 申請受付中

本年度も次の金額と基数で補助を行います。

申請は先着順です。お早めに!

5人槽	354,000円	20基
6~7人槽	411,000円	110基
8~10人槽	519,000円	10基

※公共下水道の認可区域内は補助対象となりません。

#### 申込み・問合せ

経理課

☎63-5241